

専決第9号

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年6月13日

四万十町長 中尾 博憲

- | | | | | |
|---|-------|--|------|--|
| 1 | 相手方 | 住所 | 四万十町 | |
| | | 氏名 | | |
| 2 | 事故の概要 | 平成30年度に町が施工した旧ビジネスホテル幸解体撤去工事の振動により、隣接住宅に損害が発生したもの。 | | |
| 3 | 損害賠償額 | 405,364円 | | |